

5 「構造改革特区」制度の適切な実施と早期改善に向けて

1 「構造改革特別区域法」の適切な施行に向けて

第155回臨時国会において成立した特区法については、平成15年4月1日の完全施行等の今後のスケジュールを踏まえ、その円滑な施行に向け、総合規制改革会議の意見を聴きつつ、特に以下の諸点について、関係各省庁に対する厳格な監視を行う。

(1) 政省令、通達等の策定状況の監視

「構造改革特区推進のためのプログラム」(以下、単に「プログラム」という。)の別表1に掲げた事項のうち、政省令、通達等に関する規制の特例措置については、関係各省庁がプログラムの別表1の「特例措置を講じるに当たっての条件」以上の制約を課さないように、また、特区法の完全施行までに、政省令、通達等の公布及び施行を行うようにする必要がある。

このため、特区制度は内閣主導によるものという基本理念に則り、政省令、通達等に関する規制の特例措置の全項目に係る原案の策定については、プログラムに基づき、各省庁は内閣官房と所要の調整を行うこととなっているが、この際、総合規制改革会議の意見を聴きつつ着実に実施する。【一部措置済み、逐次実施】

(特区1)

(2) 「基本方針」の策定状況の監視

特区法第3条に規定される「構造改革特別区域基本方針」(以下、単に「基本方針」という。)については、速やかに閣議決定を行う。

【措置済み】(特区1 a)

第1次提案募集における地方公共団体等からの要望内容と、これに対する各省庁の回答内容が不整合な場合等が多く見られることにより、自らの要望が結局のところ満たされるのか否か不明であるとの指摘を行う地方公共団体や民間も多い。

また、特区法のスキームは、規制の特例措置等の対象を、法律、政省令のみとしており、訓令又は通達に関する事項については、特区法附則第3条において「この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずる」としている。

このため、基本方針において、上記(1)の政省令、通達等に関する事項を含め、今次特区制度により講じられることとなった全ての規制改革事項について、それ

らの一覧性を確保した上で、地方公共団体等による要望を満たすか否かが明確に理解されるような形での記載を行う。また、訓令又は通達に関する事項も、法律、政省令事項と全く同一のスキームで取り扱う。【一部措置済み、逐次実施】(特区1 b、c)

また、基本方針において、特区法第4条第9号に規定される「内閣総理大臣が、地方公共団体の申請した特区計画を認定する際に求められる関係行政機関の同意」について、特区制度の基本理念にかんがみ、各地方公共団体が客観的に要件に適合していると判断するものは、関係行政機関の長は原則として同意するものであり、特段の明確な問題がない限り地方公共団体の申請内容が認められるもの、すなわち、広範な自由裁量が認められているとの趣旨ではなく、要件に該当すれば同意するとの羈束裁量を意味していることを、明記する。【措置済み】(特区1 d)

上記の諸点について、総合規制改革会議の意見を聴きつつ着実に実施する。

【一部措置済み、逐次実施】(特区1 e)

(3) 特区で講じられた規制の特例措置の的確な評価

特区において講じられた規制の特例措置については、一定期間経過後に的確な評価を行うことによって全国大の規制改革に着実につなげていく必要がある。プログラムは、「特区法案成立後、1年以内に構造改革特区において実施される規制の特例措置の効果、影響等を評価するための体制を定める。」と規定しており、これにしたがって早急に評価の体制、方法等を基本方針に定める。【措置済み】(特区1 a)

その際、情報収集や調査等の機能を有した第三者による評価が重要であり、その評価に基づき全国大の規制改革が加速されるよう、構造改革特別区域推進本部長たる内閣総理大臣が関係行政機関の長に対し、リーダーシップを発揮できるような機能が重要であることから、総合規制改革会議の意見を聴きつつ、そのような評価体制を確立する。【平成15年中に措置】(特区1 b)

2 特区制度の活用も含めた更なる規制改革の推進

(1) 「全国において実施する」とされた規制改革事項の深掘り等

特区を用いた規制改革の推進という戦略に関して、当初、特区での規制改革の

結果を注視するという観点から、かえって国全体の規制改革を遅らせるのではないかという懸念もあった。しかし、現実には、地方自治体からの特区提案を契機に、むしろ全国的な改革が促進されたものも多い。

プログラムは、「構造改革特区の推進と並行し、構造改革特区に限定するのではなく、全国において実施する規制改革事項（実施時期及び内容が明示されているものに限る。）」とされている事項（別表2の111事項）については、「総合規制改革会議の第2次答申に向けた検討において、対象とするものとする」としている。

これらの規制改革事項については、本プログラムに基づき、総合規制改革会議が第2次答申に向けた検討を重ね、本計画の「14年度重点計画事項」の末尾の別表において、プログラムにおける記載内容からより一層の深掘り等を図った形で記載している。

総合規制改革会議の意見を聴きつつ、これらの事項について、今後とも、引き続き、進捗状況の監視、更なる深掘り、前倒し等を進めるが、これら以外の事項も含めた、地方公共団体や民間から提案のあった規制改革事項について、全国規模の改革と特区での改革とが「二者択一」であることを原則に、その両面から規制改革の推進を図る。【平成14年度から逐次実施】（特区2）

(2) 「現行制度で対応可能」とされている規制改革事項の周知徹底

第1次提案募集において地方公共団体等から要望のあった規制改革事項のうち、「現行制度で対応可能」としているもの（311事項）については、例えば、地方公共団体等に対する周知徹底が足りないことなどにより、地方公共団体等に認識されていないことに起因する場合も多いと考えられる。

このため、関係各省庁は、これらの規制改革事項について、通知等の文書などにより、速やかに可能である旨の周知徹底を行う。【平成14年度から逐次実施】（特区2 a）また、総合規制改革会議の意見を聴きつつ、これに対し、引き続き、着実に実施する。【平成14年度から逐次実施】（特区2 b）

また、これらの事項を始めとする、特区において地方公共団体等が実施しようとしている事業のために、法令等の解釈を明確にしたい事項について、特区法第4条第7項に基づいて地方公共団体から規定の解釈についての確認があった場合には、30日以内に文書で回答するよう基本方針に明記する。【措置済み】（特区2 c）

3 第2次提案募集も活用した特区制度の対象となる規制の追加

第1次提案募集において地方公共団体等から要望のあった規制改革事項のうち、「今回は特区として又は全国において実施されないもの」としたもの(141事項)のうち、例えば、新規の需要や雇用の創出による経済活性化の効果も高いと考えられるものなどについては、内閣官房及び関係各省庁は、総合規制改革会議とも密接に連携しつつ、少なくとも特区において実施すべき規制改革事項としての検討を開始する。

この際、地方公共団体や民間からの「第2次提案募集」における要望状況も、十分に勘案する。【平成14年度検討開始、逐次実施】(特区3a)

また、特区で行うことが適切かつ早急に必要であると考えられる規制改革事項については、速やかに基本方針を改訂し、特区制度の対象として追加するとともに、それらが法律事項である場合には、今通常国会における特区法の改正も視野に入れ、検討を行う。【一部措置済み、逐次実施】(特区3b)

さらに、地方公共団体や民間への十分なPRを行った上で、第3次募集、第4次募集と定期的な提案募集を行う。【平成14年度から逐次実施】(特区3c)また、基本方針において定期的な提案募集とそれに基づく基本方針の改定、法令等の改正の一連の流れを明確に規定する。【措置済み】(特区3d)

こうした一連の流れを通じた規制改革を加速していくため、地方公共団体や民間に対するコンサルティング機能や情報発信機能を強化する。【平成14年度から逐次実施】

(特区3e)